

《書評》

「法と心理学への招待」からさらなるコラボへ：
『法と心理学への招待』

サトウタツヤ*・若林宏輔**・指宿信***・松本克美****・
廣井亮一***** 著、有斐閣、2019年

山 本 登志哉†

心理学者である評者から見て、法と心理、規範学と事実学という、およそ異質とも思える二つの分野が実は互いに切り離せない関係を持つ理由は、わりとシンプルに思える。

人は社会的な協働によって資源を獲得・生産し、贈与（貢納も含む）や交換を通して資源を社会的に再配分して生存している。それらの社会的な活動は社会構成員の個々の具体的行為がその現実的な構成要素であり、個々人の行為が有機的に組み合わされてシステムが成立して初めて機能するものである。

動物が生得的解発機構によって遺伝的に決められた相互作用システムを機能化させるのとは異なり、人間の社会的な相互作用は言語を代表とする記号的な関係で文化的・後天的に組織化される意図や行為と言った心理的なシステムによって可能となっている。人はこの記号的な関係を用いてお互いの意図を読み取りあい、伝えあい、利害関係を調整し、自他の行動をコントロールして社会的に生きている。

他方、法は主体の身分関係、権利義務関係を明示化することで、個々の相互作用に発生しうる対立状況を事前に回避する仕組みを提供し、それでも発生してしまう対立状況を権力的に調整するための基準を与える規範のシステムである。当然それもまた人間の心理的なシステムの系統発生と歴史的発生の上に初めて成立する。

そう考えれば、多様な現れ方をする心理現象を対象とし、それぞれの現象を生み出す心理システムの成り立ちを研究する心理学が、法現象の全般に対して基本的な知見を提供する基礎科学である、と見なすことに何の不思議もない。

世界がついに近代の終焉を迎え、新たな平衡点に向けて激しく揺れ動き続ける現在、心理学が我々の近代法のシステムの足元を問い返すような働き的一端を持つことを、評者は『法と心理学への招

* 立命館大学総合心理学部教授

** 立命館大学総合心理学部准教授

*** 成城大学法学部教授

**** 立命館大学大学院法務研究科教授

***** 立命館大学総合心理学部教授

† 一般財団法人発達支援研究所所長

hae00142@gmail.com

待』を通読して感じ取ることができた。現在、改めて法と心理のコラボが求められるのは、ある意味で時代の必然であると考えられる。

さて、そのような時代状況の中に世に問われることとなった本書は、法と心理学の世界で両者を架橋しながら理論、実践の両面で活躍されている三人の心理学者と二人の法学者が、それぞれの視点から、法の実際の現場で起こっていることを素材としながら法と心理学の接点を整理する形で成り立っている。

序章で「法学と心理学：法学のスタンスと心理学のスタンス」を担当するサトウタツヤは、社会心理学や日本の心理学史研究の分野で活躍し、さらに社会文化的視点から心理学の分野で世界をリードする理論家の一人である J. Valsiner との交流の中で、TEM という心理現象の分析手法を開発した文化心理学者としても活発な仕事を展開している。

近代の心理学は「人間である限り、その基本的な心理学的システムは同一」と考え、あるいはそのような普遍性を持つものこそを中心的な研究対象とする傾向が強かった。だがサトウらが展開する TEM は人間の発達や人生の展開には複数の道筋があるという視点を重視する分析手法であり、それ自体心理学の内部での近代後への模索の一つと考えられる。

その彼は序章の中で心理学を現象の記述理解に主な関心を持つ「学範囲関心駆動型知識生産」タイプのモード1心理学と、現実的な実践への介入からの知見を重視する「社会関心駆動型知識生産」タイプのモード2心理学に分類する。このサトウの分類から言えば法に関わる心理学はモード1による研究成果、たとえば人間の記憶に関する一般的知見を個別の目撃証言の信用性評価に応用したり、モード2による知見、たとえば臨床心理学的な介入手法を司法臨床の現場に活かすような関わりと言う形で整理されることになるだろう。

このモード1による研究成果を刑事法の現場にダイレクトに活かそうとする議論を中心に展開しているのが刑事法に携わってきた指宿信であり、「虚偽自白：取調べのあり方と供述の信用性」「偏見：裁判前報道、予断情報そして映像バイアス」「記憶：犯人識別供述」の三つの章で、広範な心理学的知見を紹介しながら、冤罪を生み出さない取調や供述評価の在り方について、実際の事件をとりあげながら現実的な道筋を提示している。

サトウは1893年に J.M.Cattell によって行われた簡単な記憶実験を、法と心理学領域における最初の試みとして紹介しているが、法の枠組みの中で心理学を活かす上では、この指宿が提示する知見の活用法は最もオーソドックスなものと言えるだろう。

ただし指宿が重視する「虚偽自白」の問題については、モード1に収まるものではなく、むしろモード2に対応するものと言える。そこで取り上げられている浜田寿美男による一連の知見や高木光太郎・大橋靖史らの分析手法は、モード1の一般的研究の応用ではなく、まさに冤罪事件の自白供述問題への長年の実践的取り組みの中で初めてその理論と方法が生み出されてきたものだからである。

特に浜田の供述分析では、供述者がその現場の「渦中」で体験したことを、その供述のように語りうる可能性を徹底して検証する「渦中の視点」からの分析を足場とする（浜田・伊藤，2010）。現象学の問題意識にもつながるこの分析視点は、裁判官が供述評価に用いる「注意則」の可能性と限界を理論づけるうえでも有効なものと考えられ（山本，2020a；2020b）、その成果は司法における供述評価を基礎づけなおす可能性をも示している。

法学者の指宿がここまで心理学研究の成果を自らものとして刑事司法を語るに至っていること自

体、法学者と心理学者のコラボの深まりを感じさせるものがある。他方、裁判官の事実認定の視点の心理学的問い直しの必要性は裁判官自身の立場からも60年以上前に田辺公二によって行われたが(田辺, 1958; 1959)、田辺の早世の影響もあり、不幸にしてその後裁判官と心理学者のコラボへの模索はほぼ途絶えた状況が続いた。本書に裁判官が参加されていないのは、その現状の反映でもあろうが、元判事の石塚章夫は現在改めて裁判官の事実認定の在り方を認識論的に根本から問い直す作業を開始し(石塚, 2020等)、評者を含む心理学者との新たなコラボの可能性が見え始めている(村山・山本・石塚, 2021a; 2021b; 山本・石塚, 2019; 山本・石塚・村山・浜田, 2020)。今後は心理学の視点も取り込んで、法的な事実認定の基本自体を問い直すような作業の必要性も増していくと思われる。

ところで心理学的供述分析の実務を経験したものであれば必ず深刻に感じずにはおれないはずだが、データとしては同じ資料を見ながら、裁判官が下す供述評価と心理学者のそれが著しくずれ、または対立することは珍しくない。それは両者の専門性の違いもあり、そもそも「事実」への向き合い方に大きなズレがあってディスコミュニケーション状態が顕在化していることを示す(山本・石塚, 2019)。

この問題に関連する議論は、サトウの分類でいうモード2心理学となる司法臨床の分野で活躍してきた廣井亮一の「司法臨床：法と心理臨床の協働」「非行臨床：少年司法における臨床的アプローチ」「家族臨床：家族紛争の理解、法と臨床の協働」の議論の中にも見いだされる。廣井は其中で臨床的に犯罪当事者に関わる視点と法的に事件に対処する際の基本的な見方、姿勢のズレをわかりやすく整理している¹。

そこで述べられた両者の違いは、法の実践が事件の因果関係を直線的にとらえて罰せられるべき加害者を特定し、過去の罪を加害者個人に償わせる形で破壊された秩序の回復を図るのに対して、司法臨床の実践は加害者と被害者やその周囲を含めた人間関係の円環的な因果関係の中で事件を捉え、その関係構造を修正することで関係修復と加害者の更生を図る実践的な態度を持つものといった視点から把握されている。

心理学においては人の認知や行動などの心理現象を個体内部の現象としてではなく、環境との相互作用の中で成立展開するものという、関係論的な視点から理解する姿勢がますます重要性を増しており、中でも臨床心理学的実践はカウンセラーとクライアントが相互に語り合う中で円環的に事態が進んでいくのであり、その視点が欠かせない。

非行臨床の類型について、「攻撃性の4類型」として示された図も事態の把握に有用で、問題とされる行動が環境への不適応か過剰適応(違和感や反感を持ちながらその気持ちを押し殺してそれに従うこと)の軸と、問題性の大小の軸の二軸で分類されており、環境との不適合から生み出される攻撃性が他者に向かうか(第Ⅰ象限)、自己に向かうか(第Ⅱ象限)、攻撃性が抑え込まれて内閉するか(第Ⅲ象限)、抑え込まれた攻撃性が突如暴発するか(第Ⅳ象限)と言った形で整理されている。

これは非行や犯罪の問題に限らず、評者が取り組んでいる発達障がい児支援の領域でも二次障がいの発生機序理解に有用な整理で、問題を個人に帰属させずに環境との適合状態の悪さという関係

¹ ただし用いられた法律用語については検討を要するものがあるように思われる。評者が気になって法の専門家に確認したのは「犯罪とは、法によって刑罰が規定された違法行為であり、広義には国家に対する法益の侵害です」という表現だが、犯罪が侵害する法益は個人的法益、社会的法益、国家的法益などであり、国家的法益の侵害が発生するのは、刑法では(内乱罪に該当する行為など)その極少数の一部であるとの説明を受けた。

性に帰属させ、関係論的に対処する基本的な実践的視座を提供する。

これに対して近代法はそもそも社会現象を「独立した個人」の相互作用の蓄積として個体主義的に把握することで、前近代の法思想とは異なる歴史的性質を持つと考えられるから、関係論的な心理学的視点との間にズレがあることもまた当然となるだろう。

果たしてそのような両者のズレは、それぞれの特性を活かした役割分担として調整可能な範囲のものなのか、あるいは何らかの形でそれぞれの依って立つ基盤の再検討を含んでお互いの役割構造自体を創造的に再調整していくべき問題なのか。トラブルに対して修復的司法や福祉の視点を重視しつつ社会を安定的に維持するこれからの社会を構想する問題との絡みで、今後の実践を通していずればそのことが改めて課題となるように思われる。

冒頭に述べたように法は規範として人々の行為を方向付け、また発生した葛藤を調整して社会の安定性を維持回復する機能を持つため、規範の内容や適用の仕方にも安定が求められる。しかし社会の方は常に変化し続けるため、法が現実と乖離することが起こる²。事実学としての心理学はこのズレの部分に注目しつつ、法規範を現実機能させるものは何かを問い、その限りで法規範そのものを相対化して研究しようとする傾向を持つ。

「生活と法と心理：生活の出来事を『法と心理学』の視点から読み解く」「犯罪と心理：加害と被害そして修復と回復」「裁くプロセス：裁判員裁判における事実認定者のありよう」の3章を担当する若林宏輔も、まずはストーカー規制法が新たなIT技術の展開の中で実態から乖離して現実に対応しきれない状況があったことの指摘から議論を始める。そこからさらに人間における規範意識の発達、公正意識の実態、責任の帰属法に関するいくつかの知見を提示して、法規範を成り立たせる人間の心理システムの性質の説明へと進む。

また規範に外れる犯罪行為を生み出す要因を、遺伝と環境、精神疾患、脳機能障害に関連して例示し、犯罪に至る個人の心理が生み出される原因を単にその個人に帰属されるものではなく、廣井同様に周囲の人々との関係性の中で生じるものとする視座を提供することで、犯罪の抑制と予防を考え、被害者の心理とそれへのケアを探る視座をもたらす。

さらに裁く、という行為それ自体が人間の心理的活動の一部として成り立つために、心理学的バイアスによって裁きが影響されてしまうことを指摘し、それらの知見を踏まえて人が人を裁くという行為の意味を捉えなおす必要性を示唆する。このような問題意識には、おそらく裁判員裁判の導入によって、「私も人を裁く可能性がある」という事態が生まれたことの影響もあるだろう。「私」は単に「普通の人」であり、その「普通の人」が裁くシステムが導入されることで、逆に「専門家」である「裁判官」もまた「私」と同じ「人」なのだ、という意識が強まっていくと思われるからである。

このような形で裁く側の心理をもしっかり研究しなければならないという問題意識は、前述のようにすでに60年余り前に裁判官の側からも提起された後は実質的に進展がなかったものであるが、ここにきてこれらの制度変更や心理学者のかかわりによってかなり現実的な課題となり始めてきたのだと考えることもできる。

だがこれら旧来の法や法の適用の在り方自体を相対化して再検討するという動きは、同時に法の

² 法の理念と社会の実態の乖離は法社会学的研究が指摘してきたように、時代の転換点で特に問題となる。明治時代に近代法が日本に移入され、「異文化」の規範が導入されたような「法の継受」の際にもさまざまな混乱が生じ、長期にわたり葛藤が生じる。

安定性に動揺ももたらしうる。たとえば中世的な私人による応報（仇討ちなど）を認める法観念から近代には応報（刑罰）の権利の国家による独占に移行し、さらに応報刑から教育刑的機能の重視へと展開してきた法の発展は、裁判員制度や被害者の裁判への参加の仕組みによって、再び応報的な要素の強まりを見せている。「裁き」への一般人の参加は主権者としての人々の社会参加を促すものとして積極的なものではあるが、同時に法の発展がもたらしてきた重要な成果を一時的には崩してしまいかねない動きももたらす。

この点で法現象を心理学的に相対化する重要な視点を提供する若林の、発達障がい者が被告となった事件の裁判員裁判による異例の判決に対する評価にも混乱を感じる。この裁判では発達障がいを持つ被告が、出所後に適切な受け皿がないことを理由に検察の求刑よりさらに刑期を伸ばすべきだという判決が下された。司法臨床の立場から廣井が「発達障害についての無理解をあらわにした判決と言わざるを得ない」と批判したこの判断について、若林は「背景を考慮すれば、仮に受け皿があれば考慮されていた事態もあったはずですから、……必ずしも誤りだともいえない」と述べる。

「必ずしも誤りだともいえない」という評価が何を意味するのかは必ずしも明確ではない。しかし少なくとも控訴審では否定されたこの地裁判決は、障がいを理由に「受け皿の有無」という被告個人に責任のない要因によって刑期を加算し、さらには予防拘禁的な意味合いも加えてしまうことを考えると、廣井が述べるような「無理解」に該当し、さらに若林自身が重視する関係的な責任帰属と対応への視点とは裏腹に、個人への原因帰属と障がい者の社会からの隔離による解決へと導いてしまう性格を持つ。このような混乱も社会秩序の維持や再生、発展についての基本的な考え方が揺れ動く時代に生み出されるものと考えられ、その評価については特に丁寧な検討を欠かせない問題と思われる。

民事法の専門家である松本克美は「取引と心理：悪質商法になぜだまされる？」「セクシュアリティと心理：性的アイデンティティとハラスメント」「心の傷：事件・事故によるトラウマ」の3章を展開している。いずれも民事事件において対人関係の中での心理的な要素が深くからまる現代的な問題が取り上げられているが、指宿が刑事司法の一つ一つの関連項目に関して多くの実証的な心理学的研究を取り上げて議論し、この面での心理学研究の貢献が大きいことを見て取れるのに比べると、事件への具体的な関与による貢献という点ではまだ心理学者の働きは十分ではないようにも思える。

評者の経験からみて、民事事件であっても事実認定に関わる供述評価などについては刑事司法の領域と同様の手法が用いられうるし、また親権を争うような事件でも、子どもの意見を評価する際には供述分析の技法に加えて発達心理学的な観点からの評価も可能となり、それによってあるべき措置に一定のアドバイスを行うことも可能となる。これらも含め、心理学からの民事事件への貢献は今後の課題となるように思える。

以上のように不十分ながら本書全体を通観してみると、今後の法と心理のかかわりは、法現象それ自体が極めて人間的なものであって、それが心理学の研究対象であるために、自然科学鑑定的な「鑑定技法の利用」の範囲を超えて、新しい時代に必要とされる法自体の発展を考えるうえでも重要になっていくのではないと思われる。そして各著者の論考は、その具体的な可能性の一端を示しているように思える。本書にさらに裁判官や検察官・警察官の視点からの議論が加わるとき、そのコラボは法現象を実践的な平面と理論的な平面の交差の中でより多面的にリアルに把握し、これか

らの社会の新しい在り方を模索するうえで意義深いものとなっていくように思われる。

本書が単なる教科書の意味を超えて、執筆者間のつながりをさらに広げながら今後の法と心理のより大きく深いコラボへと展開する契機のひとつになるように願ってやまない。

参考文献

- 石塚章夫（2020）「刑事裁判において事実を認定するとは如何なることか」『判例時報』No. 2428, 158-162 頁.
- 田辺公二（1958）「事実認定の研究の将来」『自由と正義』9（9）, 16-29 頁.
- （1959）『供述心理』（司法研修所事実認定教材シリーズ第1号）, 法曹会.
- 浜田寿美男・伊藤哲司（2010）『「渦中」の心理学へ：往復書簡 心理学を語りなおす』新曜社.
- 村山満明・山本登志哉・石塚章夫（2021a）「心理学鑑定について裁判官と心理学者の共通認識を作るにはどうしたらいいか：浜田寿美男による対立仮説型供述分析をとりあげて」『法と心理』20（1）, 72-78 頁.
- （2021b）「供述分析の科学性あるいは心理学的合理性について：心理学鑑定が裁判において認められるための要件とは何か」『法と心理』20（1）, 184-187 頁.
- 山本登志哉（2020a）「注意則の恣意的利用と心理学的合理性」第21回法と心理学会大会ワークショップ「注意則再論：司法の供述評価基準を心理学から考える」話題提供.
- （2020b）帝銀事件第20次再審に対する東京高裁宛て意見書.
- 山本登志哉・石塚章夫（2019）「供述評価をめぐる心理学者と裁判官のディスコミュニケーション：何が、何故ずれるのか」『判例時報』No. 2396, 125-134 頁.
- 山本登志哉・石塚章夫・村山満明・浜田寿美男（2020）「注意則再論：司法の供述評価基準を心理学から考える」第21回法と心理学会大会ワークショップ1.